

令和8年度版

# 学校いじめ防止基本方針



館林市立第三中学校

# I いじめ防止等の対策における基本的な方向性

## 1 基本的な考え方

### (1)本方針策定の趣旨

いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの生徒にも起こり得る可能性がある。そして、いじめは絶対に許される行為ではない。また、いじめられている生徒がいた場合には最後まで守り抜き、いじめをしている生徒にはその行為は許されず、毅然と指導していく必要がある。

以上の点を踏まえ、いじめを防止するためには、全職員、全生徒がいじめに関する課題意識を共有するとともに、自己の役割を認識し、また、生徒自らも安心して豊かな社会や集団を築く推進者であることを自覚し、いじめを許さない学校風土の醸成を進めていかなければならない。そのためには、教育活動の全てにおいて、生徒の人権を大切にするという精神を育て、全教職員が一丸となって生徒一人一人の人権と多様な個性を尊重しながら指導を行っていくことが重要である。

本校では「広く豊かな心をもつ 自ら学ぶ 心身を鍛える」を教育目標としており、「笑顔」「前向き」「感謝」「尊重」を合い言葉に全教職員で教育活動を実施している。いじめは重大な人権侵害であり、生徒の内面を将来にわたって深く傷つけてしまうものであり、どのような理由があっても絶対に許されるものではない。本校では、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)第 13 条の規定及び国のいじめ防止等のための基本的な方針(最終決定平成 29 年 3 月 14 日)に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### (2)いじめの定義・とらえ方(いじめ防止推進法、いじめ防止等のための基本方針より)

「いじめ」とは、児童・生徒等に対して、該当児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものいう。

具体的ないじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・SNS 等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### (3)本校の課題

#### 【生徒の実態からとらえた課題】

「いじめ」についての全国学力・学習状況調査結果から

【質問】 いじめは、どんな理由があってもいけないと思いますか		
	・当てはまる ・どちらかといえば当てはまる	・どちらかといえば当てはまらない ・当てはまらない
令和 7 年度	95.4%	3.3%

ほとんどの生徒は「いじめはいけないものである」という認識を抱いているが、わずかながらいじめを正々堂々と否定することが難しい生徒も見られる。この点から、全校生徒にいじめは絶対に許されるものではないということを全教育活動を通して訴えかけていく必要がある。

#### (4)いじめ防止等に関する基本的な方針

いじめ未然防止のために「未然防止」「早期発見」「早期解決」というサイクルの一つ一つの充実を図っていく。また、いじめの要因となる生徒のストレスを取り除くために、わかる授業作り、生徒の活躍の場の設定、仲間作り、自己有用感や自己肯定感の育成を図っていく。

## II いじめ防止等のための具体的対策

### (1)未然防止のための取組

- ①学年・学級経営の充実
- ②人権教育の充実
- ③道徳教育の充実
- ④個別面談の実施
- ⑤週一回の生徒支援部会の開催
- ⑥生徒がわかる喜びを味わうことができる授業実践
- ⑦生徒会活動との連携
- ⑧ SNS 等を通じて行われるいじめに対する対策
- ⑨発達障害等への共通理解
- ⑩校内研修の充実
- ⑪家庭や地域との連携
- ⑫学校間の連携や協力体制の整備

### (2)早期発見に向けての取組

- ①日常生活での見取り
- ②学校生活アンケートの実施
- ③「こころの健康観察」および二者面談の実施
- ④相談活動の充実
- ⑤指導体制の確立
- ⑥早期発見のための研修
- ⑦保護者等との連携・情報共有
- ⑧地域及び関係機関との連携

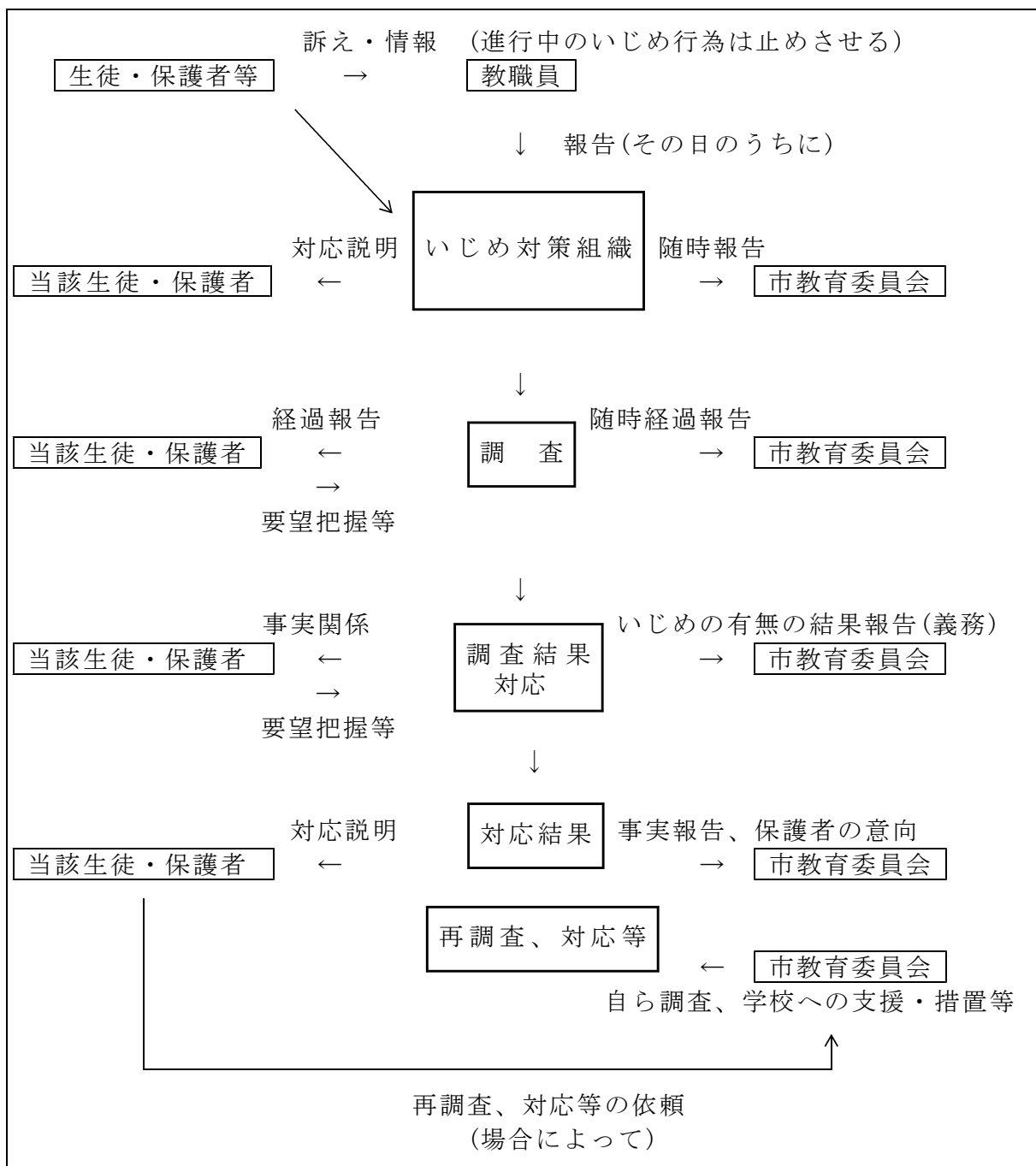
職員だけではなく、地域や関係機関と連携を図りながらいじめの早期発見に努めていく。以下の機関や専門家と連携を図っていく。

- ・館林市教育委員会
- ・館林市教育研究所
- ・館林市こども局こども課
- ・館林警察署
- ・東部児童相談所
- ・前橋市地方法務局
- ・学校医
- ・スクールロイヤー
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

- ⑨ SNS を通じて行われるいじめへの対応

(3)早期解決に向けての取組

①いじめ事案対処の基本展開



②初期対応

些細な兆候であっても、いじめの疑いがある場合には早い段階からの的確に関わり、組織的な対応を図っていく。

③情報の共有

いじめとして疑わしい状況の発見やいじめの訴え、通報から得た情報をもとに、いじめ対策組織がいじめとして対応すべきかどうかも含め、事後対応等について判断していく。また、いじめ対策組織による判断や対応についての情報は、朝の職員との打ち合わせや定例の生徒支援部会、職員会議等で情報の共有を図っていく。

④対応メンバーの決定

いじめ対策組織の構成員により組織的な対応を図っていくが、いじめの様態や関係生徒等によっては連携する職員を増やす等、柔軟に対応していく。また、外部機関との連携が必要な際についても同様に柔軟に対応していく。

#### ⑤いじめられた生徒及びその保護者への支援

いじめ対策組織が中心となって、個々の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を行う。被害生徒から聞き取りを行う際には、生徒の自尊感情を傷つけないようにするとともに、生徒の個人情報やプライバシーについても十分に留意していく。

#### ⑥いじめた生徒及びその保護者への支援

加害生徒からも事実関係の聞き取りを行い、いじめがあったと確認された場合、いじめ対策組織が中心となり、複数の職員で連携を図りながら、必要に応じて心理や福祉等の専門家等の外部専門家の協力を得て、組織的にいじめを止めさせ、その再発を防ぐ措置をとる。

#### ⑦いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていたり、同調したりしていた生徒に対しても、自分の問題としていじめの事実を捉えさせる。同調したり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた生徒に対して、そうした行為がいじめを受けている生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感、孤立感を強めるものであることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の生徒は、いつ自分が被害を受けるかも知れないという不安を持っていることが考えられることから、全ての職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを生徒に徹底して伝えていく。

#### ⑧関係機関との連携

いじめ対策組織が中心となり組織的に対応していくが、いじめられている生徒を徹底して守り抜くという観点から、市教育委員会や市教育研究所と連携を図りながら、対応していく。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに館林警察署に通報し、適切に援助を求める。

#### ⑨SNSを通じて行われたいじめへの対応

被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、速やかに削除を求める等必要な措置を講じる。また、必要に応じて各関係機関の協力を求める。なお、生徒の生命、身体、又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときには、直ちに館林警察署に通報し、適切に援助を求める。

### (4)いじめ問題に取り組むための校内組織

#### ①名称 「いじめ対策組織」

#### ②「いじめ対策組織」の構成員

##### ア 校内

校長(委員長)、教頭(副委員長、情報窓口の責任者)、教務主任、生徒指導主事(防止等の対応窓口)、全学年主任、該当生徒の担任、教育相談主任、養護教諭、心の教室相談員とする。なお、事案に応じて、校長(委員長)の判断により、他の教員が加わる。

##### イ 教職員以外

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医とする。なお、会議や事案に応じて、校長(委員長)により各委員に参加を依頼する。

#### ③役割

- ・未然防止に向けた取組
- ・早期発見・早期対応の取組(アンケート調査、教育相談等)
- ・指導体制の確立
- ・対応方針の決定
- ・年間計画の策定と見直し
- ・アンケート調査の実施・考察

#### ④校内の他の組織との連携・位置付け

生徒支援部会と連携を密に図りながら活動を行っていく。また、わかる授業の実施の面から研修部との連携や、必要に応じて学年部会への参加や助言等を行う。ま

た、いじめのとして対応すべきかどうかの判断やいじめと判断された場合についての指導方針の決定、指導については校内の中心となる組織である。

#### ⑤開催方法・機会

常設の組織とし、学校いじめ防止基本方針の定める年間計画に基づき、いじめ対策の活動の中心となって組織的に取り組む。また、いじめと思われる事案が発生した際には、校長(委員長)の判断により、緊急開催とする。また、その際には、基本となる構成員に加え、事案に応じて柔軟にメンバーを策定する。

### (5)重大事態への対処

#### ①重大事態の該当内容

- ・児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な被害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

- ・生命(自死行為・未遂等)
- ・心身(精神疾患、骨折、重篤な打撲、内臓損傷、火傷、性的暴行等)
- ・財産(被害金額、回数及び様態を総合)

- ・いじめにより児童生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

相当の期間とは、年間 30 日を目安とし、一定期間、連続して欠席している状態を指す。

ただし、合理的な理由がなく、連続して数日から 1 週間程度で、何らかの聞き取りを行う。

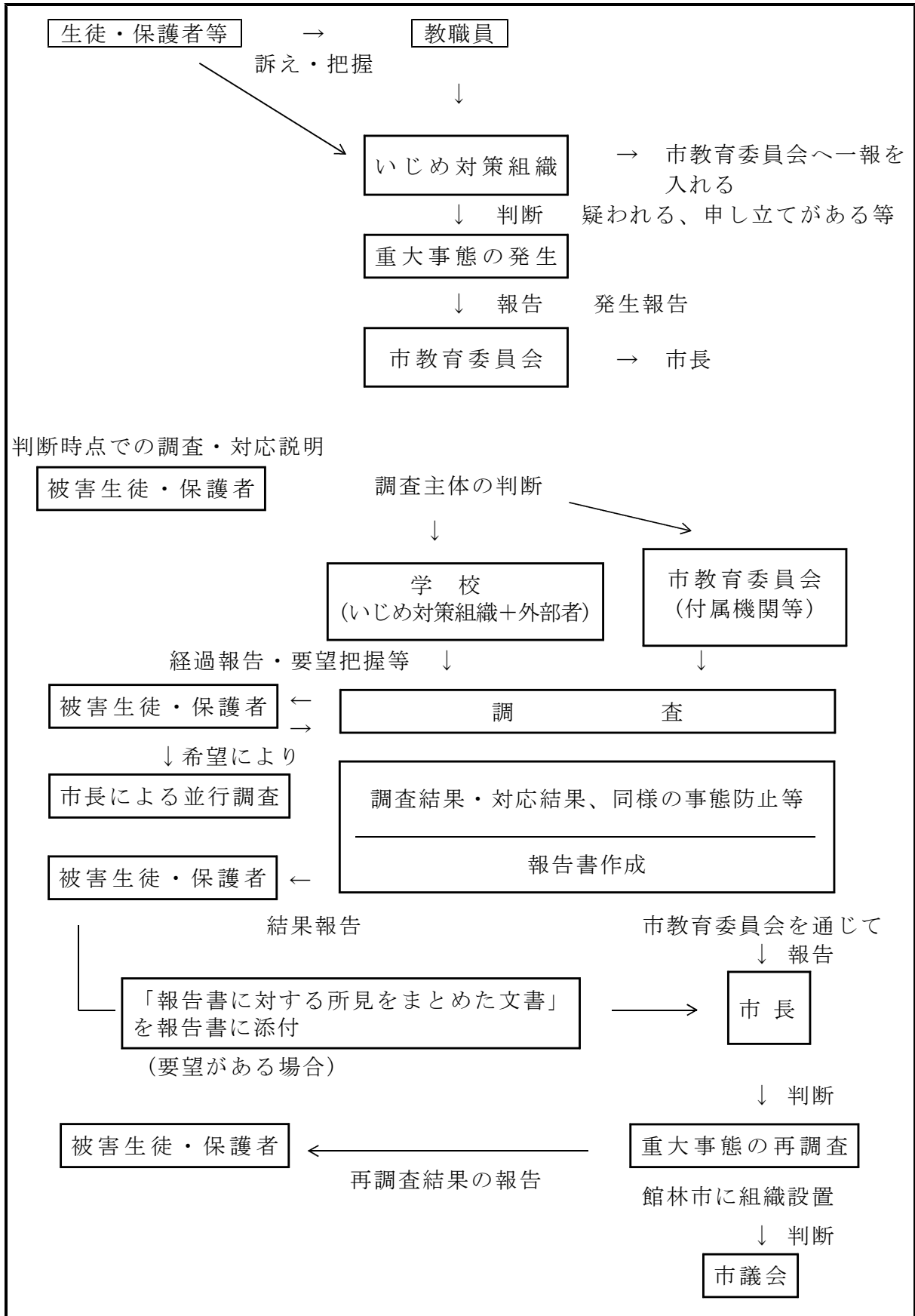
また、正当な事由なく生徒が連続して欠席し、生徒の状況が確認できない場合は、学校から市教育委員会に報告を行う。

#### ②対応

生徒や保護者からいじめが原因で重大事態に至ったという申し出があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして、報告、調査等に当たる。

また、調査等による事実関係の確認とともに、加害生徒への指導や被害生徒の状況にあわせた継続的なケアや落ち着いた学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

③重大事態発生への対応等の基本展開



④対策組織の基本構成員

「いじめ対策組織」の構成員に準ずる

(6)いじめ防止のための年間取組計画

時期	取 組 内 容
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入学式、始業式での「学校いじめ防止基本方針」及び「いじめ対策組織」についての生徒、保護者への周知</li> <li>・学校 Web ページへの「学校いじめ防止基本方針」の掲載、及び掲載についての生徒、保護者、地域への周知</li> <li>・全校集会でのいじめ等相談窓口の周知</li> <li>・学級開き、授業開きの際の学級担任並びに教科担当からの「いじめ防止」の生徒への啓発</li> <li>・生徒会オリエンテーションでの生徒会本部役員による「いじめ防止」の全校生徒への呼びかけ</li> <li>・各学級における構成的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級による「いじめ防止」についての話し合い</li> <li>・前期生徒総会での各学級による「いじめ防止スローガン」の発表</li> <li>・情報モラル講習会による SNS の使い方指導</li> <li>・ICTを活用した「こころの健康観察」および二者面談の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市教育委員会訪問による「いじめ防止の取組について」の指導・助言</li> <li>・各学級による「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・SOSの出し方授業の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ防止ポスターの募集</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した「こころの健康観察」および二者面談の実施</li> <li>・いじめ防止宣言の全校生徒への紹介</li> <li>・学校評価での「いじめ防止の取組」の評価の実施と評価結果の学校だよりへの掲載、及び掲載についての生徒、保護者、地域への周知</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表生徒による「邑楽館林地区いじめ防止フォーラム」への参加</li> <li>・後期生徒総会での生徒会本部役員による「いじめ防止」の全校生徒への呼びかけ</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学級による「楽しい学校生活を送るためのアンケートQ-U」の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権集会の実施</li> <li>・各学級にて「いじめ防止スローガン」の振り返り</li> <li>・ICTを活用した「こころの健康観察」の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ICTを活用した「こころの健康観察」および二者面談の実施</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>

2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・代表生徒による「館林市いじめ防止子ども会議」への参加</li> <li>・学校評価での「いじめ防止の取組」の評価の実施と評価結果の学校だよりへの掲載、及び掲載についての生徒、保護者、地域への周知</li> <li>・学校生活アンケートの実施</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校生活アンケートの実施</li> <li>・各学級における構成的エンカウンターやソーシャルスキルトレーニング等の実施</li> </ul>

### (7) 検証と評価

いじめへの対処の取組状況及び組織的体制の機能と組織的取組状況についての検証と評価を行うために、学期ごとに職員による評価を実施し、いじめ対策組織にて点検・改善を図っていく。

上記の検証と評価に加え、学校評価においても、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を踏まえた目標の設定や目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価していく。その上で、いじめ対策組織が中心となり、検証を踏まえ、改善を図っていく。

附則      この方針は平成30年3月31日に策定した  
              この方針は平成30年4月1日に公布・施行する  
              平成31年4月5日一部改定  
              令和6年4月1日改定  
              令和7年4月1日改定  
              令和8年4月1日附記